

裁判員制度に触れることが学習指導要領に位置付けられました

平成20年3月に告示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に司法参加や裁判員制度について学ぶことが位置付けられました。

小学校においては、社会科第6学年内容(2)の我が国の政治の働きの内容の取扱いで、「国民の司法参加」などを扱うことが示されました。

中学校においては、社会科(公民的分野)内容(3)「私たちと政治」「イ 民主政治と政治参加」の内容の取扱いで、(イ)「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、「裁判員制度についても触れること」が示されました。

現在、小・中学校等では、先行実践として裁判員制度の趣旨や内容を調べたり、裁判の様子についてVTR等を活用したり、模擬裁判の形式を取り入れたりする学習などが行われています。



「法」に関する教育の推進に役立つ参考文献及びホームページアドレス

「我が国における法教育の普及・発展を目指して

—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—法教育研究会『報告書』

平成16年11月4日 法教育研究会

「はじめての法教育 ～我が国における法教育の普及・発展を目指して～」

平成17年 3月 法教育研究会

「はじめての法教育Q&A」 法教育推進協議会 平成19年 3月 法教育推進協議会

「裁判員制度を題材とした教育教材」 法務省

http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/info/saibanin_kyozai.html

法教育研究会 <http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/index.html>

法教育推進協議会 <http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/kyougikai/index.html>

「法」に関する教育にかかわる主な関係機関

裁判所（東京地方裁判所） 所在地 東京都千代田区霞が関 1-1-2 電話 03-3581-5411

HPアドレス <http://www.courts.go.jp/tokyo/>

法務省 所在地 東京都千代田区霞が関 1-1-1 電話 03-3580-4111

HPアドレス <http://www.moj.go.jp/>

検察庁（東京地方検察庁） 所在地 東京都千代田区霞が関 1-1-1 電話 03-3592-5611

HPアドレス <http://www.kensatsu.go.jp/>

日本弁護士連合会 所在地 東京都千代田区霞が関 1-1-3 電話 03-3580-9841

HPアドレス <http://www.nichibenren.or.jp/>

学校教育における

「法」に関する教育の推進に向けて

これからの社会では、自由で公正な社会の担い手としての資質・能力の基礎をはぐくむことが一層求められています。そのため、義務教育の段階から、責任ある社会生活を送る上で必要となる身近な「法」や「ルール」について学ぶことが重要です。

各学校においては、自ら学び考える子供たちの育成を図るために、本指導資料を参考にして、「法」に関する教育に積極的に取り組むことが期待されています。

法に関する教育とは…

法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている「自由・権利」と「責任・義務」などの価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育
(平成16年 法教育研究会「報告書」などにより作成)

東京都教育ビジョンの位置付け

【重要施策21】
規範意識や思いやりの心の育成

公共の場での基本的なマナーを守れない、耐性を欠き自己をコントロールできない子供が増えているため、子供たちの発達段階に即して、社会の責任ある一員としての規範意識や公共心、思いやりの心を育成する。

近年の社会的に責任ある立場の人々による不祥事の頻発や学校に理不尽な要求をする親の存在は、大人の社会的責任に対する意識の低下を助長しており、社会全体で規範意識の向上を図る。

いじめ、暴力行為、不登校が、依然大きな課題であり、携帯電話やインターネット等を使ったいじめが深刻な問題となっているため、学校のみならず、子供自身や子供を取り巻く大人・関係機関の相互の協力による総合的な対応を進める。

【推進計画57】
「法」に関する教育の推進

規範意識など自由で公正な社会の担い手としての資質・能力の基礎を学校段階から育成するため、責任ある市民生活を送る上で必要となる身近な「法」に関する教育のカリキュラム開発や指導資料の作成を行うとともに、教員研修等を実施する。

●規範意識を育成するための啓発活動の必要性

●裁判所、法務省、検察庁、弁護士会など法律家による様々な取組の推進

●民主主義社会を支える個人の育成の必要性

●新たな司法制度（裁判員制度）への対応

「法」に関する教育が求められる背景

●紛争の予防、法やルールによる公正な解決のための教育の必要性



小学校
学習指導要領では
(平成20年3月告示)

小学校学習指導要領
第2章 各教科
社会

- 内容の(3)及び(4)にかかわって、地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする。(第3学年及び第4学年)(内容(3)の内容の取扱い)
- 国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割などについても扱うようにすること。(第6学年)(内容(2)の内容取扱い)

生活科

- 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、安全な登下校ができるようにする。(内容(1))
- 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。(内容(4))

第3章 道徳

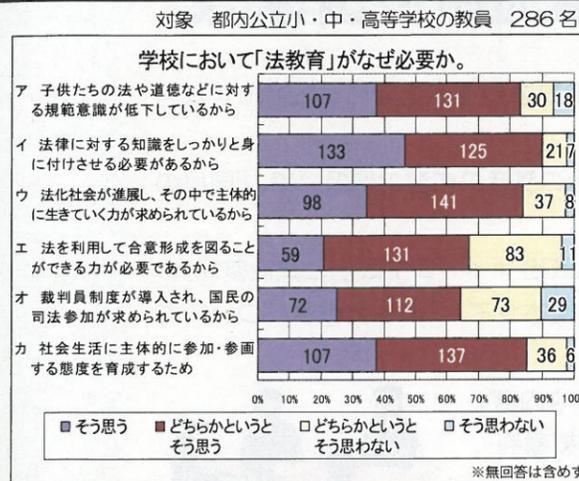
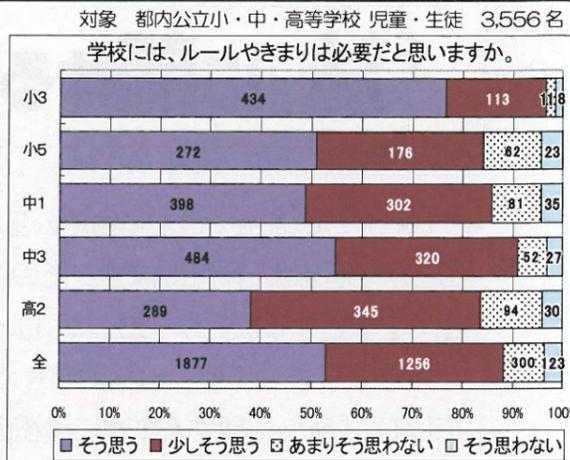
- 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。(第1学年及び第2学年4-(1))
- 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。(第3学年及び第4学年4-(1))
- 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。(第5学年及び第6学年4-(1))

第6章 特別活動

- 学級や学校の生活づくり
学級や学校における生活上の諸問題の解決(学級活動 内容(1)ア)

ルールやきまり、法に対する子供と教師の意識

- 小学校3年生では、ほぼ100%の子供が肯定的に回答している。
- 全学年で肯定的な回答は80%以上で、多くの子供がルールやきまりを必要だと感じている。
- 「そう思う」という強い肯定は、学年があがるにつれ割合が低下している。



- 「法律に対する知識をしっかりと身に付けさせる必要があるから」という回答の割合が一番高い。
- 「裁判員制度が導入され、国民の司法参加が求められているから」という回答の割合は低い。
- 「法を利用して合意形成を図ることができる力が必要であるから」という回答の割合は低い。

東京都教職員研修センター研修部教育開発課
平成20年度「法教育に関する研究」より

「法」に関する教育Q&A

Q 「法」に関する教育が目指すものは何でしょうか。

A 法やルールの価値や司法制度の機能、意義などについて考えさせ、理解させること。また、自由で公正な社会の実現に向けて、公共的な事柄に参画していく資質や能力をはぐくむこと。さらに、日常生活において、法意識をもって行動し、法を主体的に利用できるような力を養うことを目指しています。

Q 「法」に関する教育が扱う内容には、主にどのようなものがあるでしょうか。

A 主に次のような内容が考えられます。

- ・ ルールの必要性や意義などについて学ぶ
- ・ トラブルなどを解決することについて学ぶ
- ・ 憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人との関係の基本的な在り方などについて学ぶ
- ・ 司法や裁判について学ぶ

Q 「法」に関する教育は、どのような教科等と関連しているのでしょうか。

A 主に次の教科等に関連していると考えられます。

各教科・社会科(個人と社会のかかわりや社会の仕組み等)

- ・ 生活科(生活上の必要な習慣や技能等)
- ・ 家庭科(消費者保護等) など

道徳(よりよく生きるために必要な道徳的価値の内面化を図る)

総合的な学習の時間(教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習等)

特別活動(生活上の諸問題の解決や集団生活の向上等)

Q 学校において、「法」に関する教育を担当する教員はだれですか。

A 教科との関連からは、主に各教科担当や学級担任が考えられます。しかし、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などを含め、学校全体として体系的に指導することが重要となりますので、全教職員で組織的に取り組むことが望ましいと考えられます。

Q 「法」に関する教育を推進する上で留意することは、何でしょうか。

A 子供の成長や発達過程及び学校段階に応じた取組が大切です。例えば、小学校では、「約束やきまりを守ろう」といった視点を大切にしつつ、法やルールの必要性等について扱うことが考えられます。中学校では、個人の尊厳や法の支配など、法に関する原理等について扱うことが考えられます。また、法に関する教育が実践的な態度の育成を目指すことから、問題解決的に、体験的に学ぶことが重要となります。

Q 「法」に関する教育を進める上で、法律の専門家と連携・協力をすすめるには、どのようにすればよいでしょうか。

A 教師自身が「法」に関する教育への理解を深める段階、指導計画を作成する段階、講師派遣や出前授業等の授業実践の段階での連携・協力等が考えられます。それぞれの段階に応じて、具体的にどのようなことをねらいとして連携・協力をするのかを明確にすることが重要です。その上で、関係機関に相談することが大切になります。

中学校
学習指導要領では
(平成20年3月告示)

中学校学習指導要領
第2章 各教科
社会

- 現代社会をとらえる見方や考え方
人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。(公民的分野内容(1)のイ)
- 「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。(公民的分野内容(2)の取扱い)
- 法に基づく公正な裁判の保障に関連させて、裁判員制度についても触れること。(公民的分野内容(3)の取扱い(イ))

技術・家庭

- 自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。(家庭分野D(1)ア)
- 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。(家庭分野D(1)イ)

第3章 道徳

- 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。(4-(1))
- 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。(4-(2))

第5章 特別活動

- 学級や学校の生活づくり
学級や学校における生活上の諸問題の解決(学級活動 内容(1)ア)